平成２８年（フ）第１０号
茨城県古河市水海2439番地２　スカイハイツ101号
債務者　馬場　純一
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第２４号
茨城県筑西市玉戸1596番地36
債務者　阿久津　浩
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第２５号
茨城県結城市大字結城11428番地１　シャルマン103
債務者　柴山　孝志
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第３０号
茨城県下妻市高道祖2827番地３
債務者　川波　公平（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第３１号
茨城県常総市蔵持359番地24　佐々木コーポ蔵持203号室
債務者　柁　　雄治
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第３２号
茨城県結城市大字結城441番地４
債務者　齋藤　貴志
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第３５号
茨城県下妻市下妻丙413番地２　サンハイムＡ－101
債務者　中軽米美保
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第３７号
茨城県坂東市小山2177番地
債務者　荒川きみ子
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第３８号
茨城県筑西市東石田1080番地
債務者　佐藤　紀子
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第４０号
茨城県坂東市逆井2833番地68
債務者　古橋　留美
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第５号
千葉県茂原市早野2141番地１（グランエスポワール103）
債務者　井上　孝太
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第７号
千葉県長生郡長生村本郷6184番地21
債務者　野澤　敬子
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第８号
千葉県茂原市本納1806番地２（アイリスⅡ102号）
債務者　大市　正二
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第１０号
千葉県茂原市東郷1601番地２（メゾン岡崎301号）
債務者　松崎　貞博
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第２２号
富山県高岡市城東２丁目５番12号
債務者　アンツネス　ジルベルト　ジョゼ（ＡＮＴＵＮＥＳ　ＧＩＬＢＥＲＴＯ　ＪＯＳＥ）
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第７９号
山梨県甲府市大里町2267番地１　サニーヴェールフジ301
債務者　京嶌　洋子
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３４号
長野県下高井郡山ノ内町大字夜間瀬11154番地の３
債務者　山崎　房代
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係